

○東北学院大学大学院法務研究科点検・評価に関する規程

平成 18 年 10 月 1 日
制定

改正 平成 22 年 6 月 1 日

第 1 章 総則

(規程の趣旨)

第 1 条 この規程は、東北学院大学点検・評価に関する規程第 18 条に基づき、東北学院大学大学院法務研究科（以下「本研究科」という）の点検・評価について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 点検・評価の実施方法

(点検・評価実施の周期)

第 2 条 本研究科の点検・評価は、交互に 2 年及び 3 年をその実施間隔として実施することを原則とする。

(点検・評価項目及び内容)

第 3 条 点検・評価項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理念・目的及び教育目標
- (2) 教育の内容・方法等
- (3) 教員組織
- (4) 学生の受け入れ
- (5) 学生生活への支援
- (6) 施設・設備、図書館
- (7) 事務組織
- (8) 管理運営
- (9) 点検・評価等
- (10) 情報公開・説明責任

(11) その他、前 10 号に準じて必要と判断される事項

2 前項の点検・評価項目の詳細な内容は、別表に定める。

3 点検・評価にさいしては、そのための必要な資料として、教育・研究業績を含む法科大学院基礎データを収集・整理するものとする。

4 点検・評価項目の評価基準及び法科大学院基礎データの様式は、専門職大学院設置基準等が定めるものによるほか、財団法人大学基準協会が実施する法科大学院認証評価に求められる主要点検・評価項目及び法科大学院基礎データに準ずるものとする。

(報告書の作成)

第 4 条 前条に基づいて作成する報告書は次のとおりとする。

- (1) 点検・評価報告書（教育・研究業績を除く法科大学院基礎データを含む）
- (2) 教育・研究業績報告書（法科大学院基礎データ別冊）

第 3 章 点検・評価の組織

(委員会の設置・目的)

第5条 点検・評価を実施し、本研究科における教育・研究の質の向上をはかるため、東北学院大学法務研究科点検・評価委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会の業務)

第6条 委員会は、第2条に基づいて点検・評価を実施し、第4条第1号に定める点検・評価報告書を作成する。

2 委員会は、前項に定める業務のほか、点検・評価項目の性質に従って点検・評価を行い、必要に応じて報告書を作成する。

3 委員会は、点検・評価の結果を踏まえ、実施体制、点検・評価項目、実施方法、点検・評価結果の活用方法等について定期的に見直し、その改善に努めなければならない。

(委員会の構成)

第7条 法務研究科の専任教員全員をもって委員会を構成する。

2 委員会に委員長を置く。委員長は、法務研究科長がその任にあたる。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

4 委員会は、関係組織に対し、点検・評価のために必要な資料の提出を求めることができる。

5 委員会は、審議の必要に応じて、小委員会又は作業部会を設けることができる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、点検・評価を円滑に実施するために、次の各号の専門委員会を設けることができる。

(1) 「学生による授業評価」実施委員会

(2) 教育・研究業績編集委員会

(3) FD推進委員会

2 専門委員会は、それぞれの活動につき、定期的に委員会に報告するものとする。

(委員会の開催及び定足数)

第9条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は定期的開催されるほか、委員長の判断により必要に応じて開催されるものとする。

3 委員総数の3分の1以上の委員による要請がある場合は、委員長は速やかに委員会を開催しなければならない。

4 委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(点検・評価の報告)

第10条 委員会は、第6条第1項及び第2項に基づき作成した報告書を、速やかに大学長に提出するものとする。

(委員会の事務)

第11条 委員会の事務は、学長室学長室事務課及び学務部大学院課が協力してこれを行う。

第4章 点検・評価結果の公表と活用

(報告書の公表)

第 12 条 大学長は、委員会から提出された点検・評価の結果について理事長に報告するものとする。

2 大学長は、委員会から提出された報告書を、本学教職員及び学外の諸機関等に公表できるものとする。

(報告書の活用)

第 13 条 大学長及び関係各組織の長は、点検・評価の結果を踏まえ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動及び管理運営等における問題点を速やかに改善し、質的水準の向上と活性化に努めるものとする。

第 5 章 外部評価

(外部評価の実施)

第 14 条 本学が実施する点検・評価について、外部による評価を受けるものとする。

2 外部評価を受ける場合は、委員会が発議し、全学教授会及び大学院委員会の議を経て行うものとする。

(点検・評価項目及び内容)

第 15 条 外部評価を受ける場合の点検・評価項目及び内容は、外部評価を実施する機関の定めるものに準ずる。

(評価結果の公表等)

第 16 条 外部評価結果の公表及び活用については、関係法令の定めに従うほか、第 12 及び第 13 条に準ずるものとする。

第 6 章 規程の改廃

(改廃手続き)

第 17 条 この規程の改廃は、委員会が発議し、東北学院大学点検・評価委員会の議を経て全学教授会、大学院委員会及び理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成 18(2006)年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22(2010)年 6 月 1 日から施行する。